

2050年までに深谷市のCO₂排出量を実質ゼロにする 『ゼロカーボンシティふかや』の実現を目指します



令和4年度 深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金

※本パンフレットのほか、「深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱」で詳しい条件を確認して下さい。

対象となる省エネ設備及び補助上限額

- ・ 太陽光発電システム(既設等を含めて最大出力10kW未満) 5万円
- ・ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 5万円
- ・ 太陽熱利用システム(自然循環型 又は 強制循環型) 3万円
- ・ 地中熱利用システム 6万円
- ・ 定置用リチウムイオン蓄電池 6万円
- ・ 電気自動車等充電設備 (V2H) 6万円
- ・ V2Hに対応した電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) 又は燃料電池自動車 (FCV) (V2Hを設置した場合に限る) 6万円

補助金額の加算

- ・ 次のいずれかを満たす場合、補助上限額へ1万円加算します。

①市内の事業者と契約し設備を設置した場合

②市内の小売電気事業者から電気の供給を受けている場合

※①、②共に市内に本社又は本店(個人事業者にあつてはその事業所)を有する事業者との契約が対象です。

※②の場合での加算は、同一年度内で一度限りです。また、申請日より一年間契約を継続出来る方が対象です。

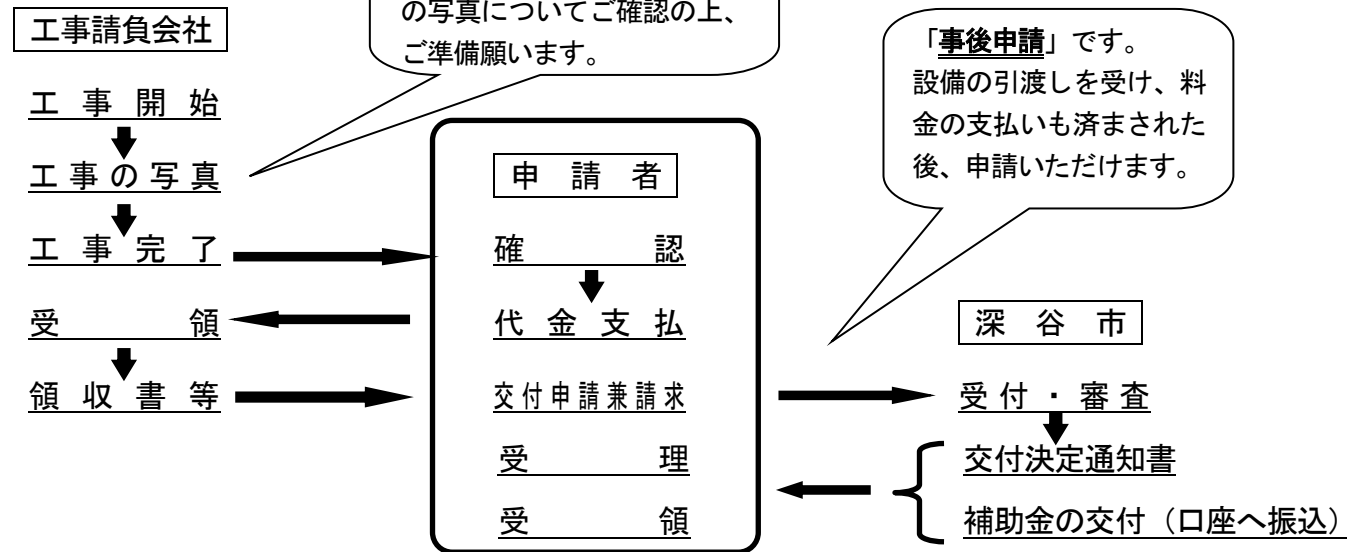
※①、②両方の要件を満たしている場合においても、加算額の上限は1万円です。

補助事業の総数

- ・ 予算12,000,000円(うち市内事業者枠3,500,000円)

※市内事業者枠とは、上記の補助金額の加算要件を満たすかたを対象とした優先枠です。

補助金交付の流れ



申請の条件

- ・ 補助事業を実施した者又は補助事業を実施した者と生計を一にする者が、市の住民基本台帳に当該者が記録されている住所地にある住宅において、現に居住する個人であること
- ・ 補助事業を実施した者が住宅の所有者でない場合又は当該者の他にも当該住宅の所有者がいる場合は、全ての所有者の同意を得ていること
- ・ 市税に滞納がないこと(補助事業を実施する者が2人以上のときは、その全ての者)
- ・ 深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱の第2条別表に掲げる内容を満たす機器であること
- ・ 太陽光発電システム以外は、令和4年度に購入及び設置をした機器であること(電気自動車等については、令和4年度に購入し、自動車検査証の初度登録年月(又は初度検査年月)が、令和4年4月1日から令和5年3月31日であること。(※納車日ではありませんのでご注意ください))
- ・ 同種のものに対して過去に市補助金の交付を受けていないこと

申請の受付期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金) (予算がなくなり次第受付終了)
 ※期間中の開庁日時に先着順で受付
 ※令和4年度内に書類が全て揃わないと補助の対象になりませんので、ご注意ください。

申請場所

次の問合せ窓口へ書類を直接ご提出ください。
 ※郵送による提出の場合、書類に不備があると受付できないことがあります。

お問合せ先

深谷市 環境水道部 環境課 環境政策係 (深谷市役所本庁舎2階25番)
 住所: 深谷市仲町11-1 電話: 048-577-6539(直通)
 Fax: 048-578-7383 メール: kankyo@city.fukaya.saitama.jp

周辺環境への配慮のお願い

一般家庭においても、空調機器、給湯機器、発電機器などが、**低周波音**を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。
 機器を設置する際には、販売業者や設置業者などよく相談の上、**周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。**



申請に必要な書類

■ 住宅用省エネ設備設置費補助金申請書兼請求書（様式第1号）

■ 省エネ設備ごとに定める写真及び書類（写真は写真用紙ではなく、コピー用紙に印刷したもので構いません） ※写真は右下の例を参考にしてください。

設備名	①省エネ設備を設置したことが確認できる住宅全体の写真	②省エネ設備の設置状態が分かる写真	③省エネ設備ごとに定める書類
太陽光発電システム	太陽電池モジュールが写っている住宅全体	a パワーコンディショナ b スマートメーター	○電力会社との受給契約内容が確認できる書類の写し（電力会社から発行される「接続契約のご案内」） ○太陽電池モジュールの設計図面の写し（出力やモジュールの配置がわかるもの） ○令和4年3月31日以前に契約締結している場合は、電力受給開始日が確認できる書類の写し（例：電力会社のwebサービス「購入実績お知らせサービス」の発電者情報かつ購入開始年月日がわかるページなど（電力受給（購入）開始日が令和4年4月1日以降であることを確認します））
エネファーム	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットが写っている住宅全体	a 燃料電池ユニット b 貯湯ユニット	○型式及び定格運転時において1.5キロワット以下の発電能力があることが確認できるパンフレット等の写し ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど）
太陽熱利用システム	（自然循環型） 集熱器及び貯湯ユニットが写っている住宅全体	a 集熱器 b 貯湯ユニット c 蓄熱槽	○型式及び一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであることが確認できるパンフレット等の写し ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど）
	（強制循環型） 自然循環型に同じ（ただし貯湯ユニット部は給湯利用のある場合のみ（②も同様））	a 集熱器 b 貯湯ユニット c 蓄熱槽※1 d 送風機※1,2 e 立下りダクト※2 ※1 空気を集熱する方式の場合は工事中に撮影したもの ※2 空気を集熱する方式の場合のみ	
地中熱利用システム		a ヒートポンプ b 給気ファン c 排気ファン d 探熱井掘削状況※ e 探熱パイプ、熱交換パイプ挿入状況※ ※工事中に撮影したもの	○型式及び性能等の設備の仕様が確認できるパンフレット等の写し（ヒートポンプ式設備の場合は、年間エネルギー効率（当該システムにより1年間に供給される熱量を当該システムが1年間に消費する電力量で除して得た数値）が3.0以上であること） ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど） ○掘削孔の深度、設備の設置位置等が確認できる施工図面の写し
蓄電池	蓄電池が写っている住宅全体	a 蓄電池	○型式及び設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であることが確認できるパンフレット等の写し ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど）
V2H	V2Hが写っている住宅全体	a V2H ※工事中に撮影したもの	○型式及び給電できることが確認できるパンフレット等の写し ○記入事項が全て記載されている設置が完了したことを証する書類（例：住所・氏名・型式を記載した保証書の写しなど）
V2Hに対応した電気自動車等	電気自動車等及びV2Hが写っている住宅全体 （車両番号が確認できること）	a V2Hと電気自動車が連携しているもの b aの写真で連携している部分を拡大したもの （車両番号が確認できること）	○自動車検査証の写し ○V2Hを介して住宅へ給電できることが確認できる書類（例：パンフレットの写しなど） ○V2H保証書の写し（V2Hと同時申請の場合は不要） ○電気自動車等の所有者が申請者と異なる場合には、購入に係る契約を確認することができる書類 ○輸入自動車である場合、新車であることが確認できる書類

■ 省エネ設備の設置に要した経費の領収書の写し

太陽光発電システム以外は、領収日が令和4年度中のもものが補助対象です
※補助対象経費以外の工事等が含まれている場合や1枚の領収書で2種類以上の補助対象経費がある場合は、**領収書の内訳書**を添付してください
※領収書が発行されない場合、**参考様式「支払額証明書」**又は参考様式と同じ内容が記載されているものの写しを添付してください

■ 市内事業者を利用したことがわかる書類の写し（加算を受ける場合）

市内の事業者と契約したことがわかる契約書、事業者の本社・本店の所在地が確認できる会社概要の案内や登記事項証明書など

■ 同意書（電気の供給を受けることについて加算を受ける場合）

市内の事業者から電気の供給を受けていることについて補助金の加算をする場合、深谷市が当該事業者へその契約状況を適宜確認いたしますので、そのことへの同意書を出していただきます。

■ 住宅の所在が分かる案内図

■ 市税に滞納がないことの証明書（申請前1ヶ月以内に作成されたもの）

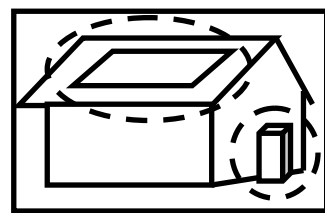
※補助事業を実施する者が2人以上であるときは、その**全ての方**の証明書が必要です
※市役所本庁舎総合窓口（市民課）と各総合支所市民生活課で取得できます

《その他》

省エネ設備（補助事業）を設置したかたは、設備を良好な状態で管理する義務を負うとともに、設置した年度の翌年度から5年を経過する期間は、処分の制限を受けることになります

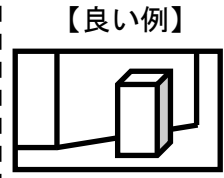
ご提出いただく写真例

①住宅全体の写真の例

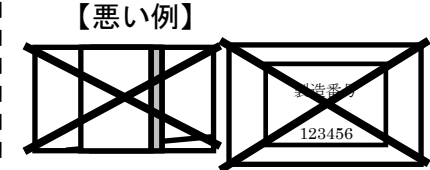


住宅正面から全体を撮影します
※正面から省エネ設備が写るように撮影できない場合は、**正面のものに加え省エネ設備が写る角度のもの**も提出してください。

②設置状況が分かる写真の例

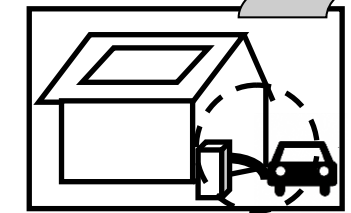
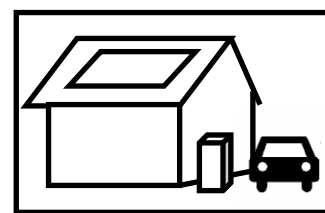


【良い例】
省エネ設備**全体**を**住宅のどこに設置したのか**分かるように写します
また、住宅から離れて設置（カーポート等）した場合、住宅へ引き込んでいることが分かる写真も添付してください

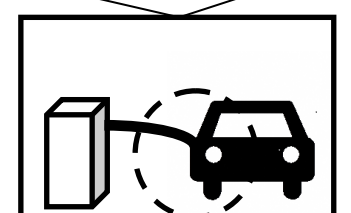


【悪い例】
寄りすぎて周辺の状況が分からない又は製造番号のみの写真

電気自動車等（車両番号含）の場合



V2Hと電気自動車が連携している写真



連携している部分を拡大した写真